

# 平成29年第8回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成29年11月1日（水曜日）

## 議事日程（第1号）

平成29年11月1日（水）午前10時00分開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第142号、議案第143号

第4 （総務常任委員会付託案件）

議案第142号、議案第143号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（20名）

|     |    |   |   |    |     |   |    |    |   |
|-----|----|---|---|----|-----|---|----|----|---|
| 1番  | 北  | 啓 | 君 | 2番 | 宇   | 治 | 沙耶 | 花  | 君 |
| 3番  | 室岡 | 啓 | 史 | 君  | 4番  | 広 | 瀬  | 大海 | 君 |
| 5番  | 上杉 | 育 | 子 | 君  | 6番  | 山 | 田  | 伸之 | 君 |
| 7番  | 荒井 | 眞 | 理 | 君  | 8番  | 駒 | 形  | 信雄 | 君 |
| 9番  | 渡辺 | 慎 | 一 | 君  | 10番 | 坂 | 下  | 善英 | 君 |
| 13番 | 中川 | 直 | 美 | 君  | 14番 | 中 | 川  | 隆一 | 君 |
| 15番 | 中村 | 良 | 夫 | 君  | 16番 | 佐 | 藤  | 孝  | 君 |
| 17番 | 猪股 | 文 | 彦 | 君  | 18番 | 近 | 藤  | 和義 | 君 |
| 19番 | 祝  | 優 | 雄 | 君  | 20番 | 竹 | 内  | 道廣 | 君 |
| 21番 | 金田 | 淳 | 一 | 君  | 22番 | 岩 | 崎  | 隆寿 | 君 |

## 欠席議員（1名）

11番 大森幸平君

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

|       |      |   |       |      |   |
|-------|------|---|-------|------|---|
| 市長    | 三浦基裕 | 君 | 副市長   | 藤木則夫 | 君 |
| 副市長   | 伊藤光  | 君 | 教育長   | 渡邊尚人 | 君 |
| 総務部長  | 渡邊裕次 | 君 | 企画財政長 | 濱野利夫 | 君 |
| 市民福祉部 | 後藤友二 | 君 | 産業観光部 | 安藤信義 | 君 |

|                |       |                     |        |
|----------------|-------|---------------------|--------|
| 建設部長           | 猪股雄司君 | 総務課部長<br>（兼選挙管理委員長） | 甲斐由紀夫君 |
| 企画財政部長<br>企画課長 | 岩崎洋昭君 | 企画財政部長<br>財政課長      | 磯部伸浩君  |
| 教育委員会<br>教育長   | 吉田泉君  | 教育委員会<br>教育長        | 越前範行君  |

---

事務局職員出席者

|       |        |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
| 事務局長  | 村川一博君  | 事務局次長 | 本間智子君 |
| 議事調査係 | 梅本五輪生君 | 議事調査係 | 岩崎一秀君 |

午前１０時００分 開会・開議

○議長（岩崎隆寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第8回佐渡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（岩崎隆寿君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、６番、山田伸之君及び８番、駒形信雄君を指名いたします。

---

日程第２ 会期の決定

○議長（岩崎隆寿君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。去る10月27日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日１日といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会審査となります。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開いたします。本会議の再開時間は、常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、委員長の報告、採決等を行います。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日１日に決定いたしました。

---

日程第３ 議案第１４２号、議案第１４３号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第３、議案第142号及び議案第143号を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案第142号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について）でございます。本案は、歳入歳出にそれぞれ4,286万9,000円を追加する補正予算を専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。補正内容は、衆議院の解散に伴い、10月22日に執行された第48回衆議院議員総選挙の経費であります。

続いて、議案第143号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ840万円を追加するものであります。補正の内容は、歳出では南佐渡離島開発総合センター及び小木体育館の解体に係る経費を予算計上するもので、歳入ではその財源として繰入金及び市債を計上するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） これより質疑に入ります。

議案第142号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について）の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 専決処分ではありますが、幾つかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

とりわけ国政選挙、18歳以上の方が今度2回目の国政選挙だったということで、いろんな新聞にも報道もされていますし、また投票をめぐるいろんな問題も報道されているところでもありますので、ちょっとお尋ねをしたい。また、市民のほうからもぜひこの問題は聞いておいてくれというふうにも言われた問題があるので、幾つかお尋ねをします。

まず1つは、これ9月28日に専決でしょう。つまり9月28日に予算決めているというのだけれども、執行は10月22日でしょう。そのそごはどうなるのかというのがまず1つ目です。国が予算を持つということはわかっています。執行にかかった経費の見るものというのは算定資料という名前だということも承知はしておりますが、その辺はどうなっているのか。つまりもっと細かく言うと、国の算定資料における国基準に対してどのような状況になっているのか。つまり実際にやったらオーバーするということも私あるのではないかと思うわけ。場合により余るということもあるのではないかと思うわけ。例えば私調べたところによると、1投票所、投票人数に対して幾らあるいは開票所の3万人以上に対して幾ら、1万人ごと幾らと加算になっているでしょう。その辺はどうなっているのかということが1つであります。

2つ目、冒頭でも言いましたが、選挙管理委員会は公正で公平な選挙と、そして明るい選挙ということで、とりわけ18歳以上の方も入っているということで、投票しやすい環境づくりということが一番重要。全国的にいろいろ見ると、例えば若い人が好きなインターネット、ウェブの立ち上げによって選挙を理解してもらおうというようなこともやっているわけだけれども、佐渡市では全くその辺をやっていないような気がするのだけれども、その辺はどうなのか。さっき言った国の経費とのかかわりでそういうところの経費はどのようになっているのかお尋ねをしたいということでもあります。

3点目、持ち帰り票がありましたよね、今回。例えば今回の持ち帰り票は7票。投票総数でいうと、小選挙区は3万2,010に対して比例代表が3万2,005、5人の差がある。持ち帰りが7票あって、5票ある。一般的に言われているのは、これは不足票ではないか、つまりやってみたら足りないから、持ち帰りにしているのではないかというのだけれども、その辺はしっかり確認されているのか。例えば今回の選挙でも新潟県の中で50票差というのがありましたよね。過去の佐渡市の選挙では3票差で落ちているのですよね。だから、この持ち帰りというのは本当は実は不足票であって、この辺の対策をしっかりとやる必要があるのではないかと思うのだけれども、その辺はどうなのかということをお尋ねしておきたい。

もう一点です。詳しくは、私所管ですから、総務常任委員会でやりますが、あとは選挙違反との関係をお尋ねしておきたいと思うのです。最近インターネットもはやっていますから、インターネットにわざわざ選挙違反やりますよ、あしたはどこでやりますよというようなのが出ていたと、それでそれが拡散されていたということで、これはかなり悪質ではないかというふうに言われているのですが、そういった取り締まりというのはあなた方はしない、警察のほうでするという理解でいいのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 甲斐選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

まず、経費の専決日の件ですけれども、9月28日に解散ということになりました。そして、同日に中央の選挙管理委員会によりまして10月22日というふうに決定されました。それに基づきましてすぐに予算を執行しなければならないということで、この専決日が9月28日になっております。

2つ目のインターネットの利用ということですが、確かに選挙制度におきましてはインターネットに基づきます選挙運動というものが可能になったわけでありまして、私どものほうでは結果につきましてはインターネット、私どものホームページに掲載して、速やかに選挙人の方に結果を報告するといったようなことをしております。選挙運動と私どもの選挙管理というのは多少違いますので、そのあたりのすみ分けをご理解願いたいと思います。

それと、3つ目、不足票、持ち帰りということでしたけれども、持ち帰りにつきましては、私どものほうでは基本的には投票録、投票結果、各投票所、それから期日前投票所におきまして何人の方が投票したかといった数字をまず集計いたします。それが集計された後に今度開票のところに行きまして、開票結果と合わせてどうなったかというふうなことになりますので、ぴったり合うこともありますし、合わないこともある。確かにどういう要因かというのは実は持ち帰りという推定でしかないのですが、投票の段階におきましては投票管理者、投票立会人におきまして投票の実態、いわゆる投票者の数というものを見ていただいておりますし、開票におきましては開票管理者、それから開票立会人のほうで不正がないか、反対に言うともまだ開票し終わっていないものがないかというものを例えば箱の中を見てもらったり、機械器具類の中を見てもらったりして、そういったものがないか、全て開票しているかといった形で確認していただいております。その結果としてそこが出ると、数字に差が出るといったことになることもあります。そのことは、私どもは投票者は確定しているし、開票も確定したとなると、その中で何があったかということになると、持ち帰りかなということで推定というふうになっております。

それから、選挙違反につきましては、選挙違反の内容が幾つかありますけれども、確かに選挙管理委員会のほうで管理すべき、管理といいますか、取り締まるのは私ども取り締まるわけではございませんけれ

ども、一種の情報提供としてこれは選挙違反の色が濃いですよといった形で候補者の方に情報提供することはございます。その中でもし一定のものにつきましては警告とかいった形の行政指導を行うことがありますけれども、違反といっても結果的には刑事罰ですので、刑事罰の違反の取り締まりについては警察当局ということになっております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 1番目の質問、つまり9月28日だけれども、22日だから、予算を決めたときからそこがあるでしょうと。ついては、余ったり足らなかつたりするのではないのですかと。そこはどういう調整をしているのですかと。この予算そのものは、つかみ金とは言いませんが、算定資料に基づいて全体で来て、それを自由に割り振るといような、自由に使うといような形になっているようだが、過去の会計監査のあれを見て私言っているのだけれども、だから28日にあなた方専決処分したのでしょうか。28日やって22日、ほぼ1カ月間あって、やりようが違う。選挙管理委員会としては、例えば18歳のこともあるから、啓発活動やらなければならない、選挙違反にならないような啓発活動もやらなければならないといようなことになれば、そういったものの費用かかるわけで、その辺はどうなっているのかということなのです。

2つ目、余り詳しくやりませんが、持ち帰り票、同じ小さな投票所に入って、小選挙区は3万2,010人だったけれども、比例代表は5人やらなくて帰って、なおかつ持ち帰りが7票でしょう。これはやっぱり何かおかしいと思う。2016年のときには持ち帰り票が多いということで非常に問題になった。本当にその人が投票箱に入れるか入れないかも確認できるような、威圧になってはだめだけれども、というのがあの当時問題になったのだけれども、そうしないと、私言いたいのは、今回の選挙は衆議院で50票、過去の佐渡市の市議会議員選挙では3票差で落ちているというのがあるわけだ。あのとき持ち帰り2票だったかな、私の記憶だと。だから、その辺はもうちょっとしっかりする必要があると思うのだけれども、どうですかと。

最後、選挙違反の関係ですが、刑事罰というふうにおっしゃいましたが、例えば誰々にラーメンおごってやったというのが訴えられれば、それでも公職選挙法違反なのです、一言で言うと。知らなかったでは済まないのです。私が言いたいのは、インターネット上に拡散をして、あしたどこでやりますなんていうのは、これは極めて悪質だし、政治家なら誰でも知っている話なのだけれども、そういったところの啓発を私はしっかりやらなければならないのではないかなと思うのです。これは新潟県のホームページから持ってきたものですが、インターネット選挙運動の解禁に関する情報についてということで政治家なら知っていなければならないことが出る出ているわけです。そういったことは少なくとも佐渡市の選挙管理委員会としてもやらないと。何言いたいかというと、18歳の方がインターネットを見ていて、ああ、こんなことやれるのだ、格好いいねみたいな話になってしまうのです。そんな甘いものではないということをやったりしっかり私はやらなければならないと思う。その辺どうなっていますかということです。

○議長（岩崎隆寿君） 甲斐選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

まず、1つ目の予算の件につきましては、確かに法律がございます。選挙の執行に関する予算を定めた

国の法律がありまして、それに基づいて私どもも算出しているということになります。ただし、余ったものは返しております。やはり選挙のために使った経費、選挙のために必要なもの、使った後は余ったら返すといった形にしております。余ったら返すというよりは、必要な額だけをいただくといった形になります。要はその点では執行残ということになります。

それと、不足票につきましては、やはり3票、2票というふうになりますと、今回は国民審査というようなものもあったのですけれども、やはり選挙人によりましてははっきりと要らないというふうに初めから投票用紙を受けない方もいらっしゃいました。それから、例えば投票用紙を2枚一緒に交付する、今回の場合は比例代表と国民審査を一緒に交付したのですけれども、やはりその中で私どもも説明をするのですけれども、戸惑いの中でこれは何だ、何の投票かなというような形で持ち帰ったこともあるのかなという気もいたします。それは、国民審査の中身が余り国民の方に周知されていないという部分もあると思います。そういったことでの持ち帰り、それから比例についてもやはり小選挙区を主にした方がそもそも比例をしないというような形の意思表示もありました。いずれにしましても今の件につきましては投票数、それから開票数というのは私どものほうで厳正に対処していきたいと考えております。

それと、最後の違反の件であります。確かに違反というものは刑法も含めましてそういう法律に書いてあると。だから、法律に書いてあるのだから、それを見ればいいのだというふうなことに一般的にはなっているのかもしれませんが。ただ、私どもも確かに知らなかったでは済まされませんので、一定のこういったことは違反になるよといったものは今後ホームページ等で啓発していきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 担当の委員会ですから、総務常任委員会でもたやりますが、1つだけ教えてください。今回の違反で悪質だったと思うのは、公職選挙法第143条の文書図画の掲示が違反だったというふうに私は思うのですが、例えば議員が違反をやった場合どうなりますか。

○議長（岩崎隆寿君） 甲斐選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

議員という立場かどうかということには関係なく、全て国民は要は違反であればその刑罰に服するということになりますので、そういった意味では例えば公民権停止というようなことになるのだと思いますけれども、当然そのあたりは別の法律で確かにそういうこともあります。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第142号についての質疑を終結いたします。

議案第143号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を許します。

本案の質疑は、歳入歳出一括で行います。

本案についての質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 議員全員協議会のときにもやった中身ですが、これは小木体育館を廃止をするということです。私がここで聞きたいのは、ことしの4月に過去の補助金の不正に関して藤木副市長名で通達

が出て、ルールに従ってやりなさいよと出た。公共施設の処分のあり方については総務部長通達というのが出ているのはご承知のとおりだと思うのですが、総務部長通達に照らしても今回のやり方はおかしい。25日に小木地区で住民説明会をやって、そのときにはこの廃止を決めて解体予算はもうつくっていた。住民説明会で最後に言いましたよね。今回の説明会はこれで終わるのではないでしょうねと言ったら、ごによごによ、ごによごによ言って終わったではないですか。そのときに、いや、あなた方幾ら言ってもだめです、佐渡市は解体すること決めていますから、あした議会で予算を出す予定ですよと言ってきたなら、百歩譲って。あたかも期待を持たせるようなやり方をして、これで納得ができたとあなた方は思っているのかということです。総務部長通達でいいますとこう書いてあるのです。廃止する施設については地域、関係団体との調整を行った後改廃を含める事務手続をやれ、それやった後にこういった予算を出しなさいよ、事務手続をやれということです。過去の総務部長通達、通知も無視したこういったやり方というのは私よろしくないと思うのですが、いかがですか。ちなみに、議員全員協議会のとき教育長は拍手があったというけれども、計画を見直せと言ったときの拍手のほうがずっと多かったです、私録音を再度聞きましたけれども。

もう一つ聞きます。2つ目、ここに私あるところから入手をしましたが、10月30日付で小木のまちづくり協議会、体育協会、商工会、観光協会、老人クラブ、小学校、保育園、幼稚園、公益財団法人鼓童文化財団とあって、いいでしょう、名前言って。10月30日付で（仮称）小木町活性化センターの建設についてのお願いというのが市長に出されているでしょう。あのときの説明会は、藤木副市長が佐渡市は財源がないので、ないのでと難しい話いっぱいして、代替施設も何もだめなのだみたいな話をしたではないですか。この要望書に対してはどう答えたのですか、お尋ねしたい。

○議長（岩崎隆寿君） 藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） お答えをさせていただきます。

小木体育館、それから南佐渡離島開発総合センターの解体につきまして説明会に行かせてもらいました。いろんなご意見がございました。後の活用と、あるいは小木地区全体の活性化のお話もございましたが、私の受けた印象として、今ある小木体育館あるいは南佐渡離島開発総合センターを解体することに真っ正面から反対というふうな強いご意見はなかったというふうに思っております。むしろそれなき後どういうふうにするかというご意見がたくさんあったと思いますが、それについては先ほどありました要望書も市のほうにファクスが届いておりますので、これについては面談等どういうふうに行うかは今調整中ということでございまして、そのような小木体育館あるいは南佐渡離島開発総合センターがなくなった後、小木の皆さん方の活動に支障のないようにどういうふうに相談していこうかということは引き続きご相談させていただきますというふうに申し上げたはずでございますし、今お話のありました要望について私どもは聞く耳を持たないということではございませんし、それは今後の相談の話かというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 先ほどの要望書の件についてお答えいたします。

住民説明会の折にこういう要望書を提出したいという意向はお伺いしましたが、実際にまだ要望書のほうは受け取っておりませんので、見てから対応を検討したいというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） この前の議員全員協議会のときもそうだし、きょうもそうだけれども、あなた方録音聞いてみなさいよ。録音とっているでしょう。今副市長が言ったような全体の流れではなかったですよ。最後にこれで終わりかと聞いたら、市長と相談してみてものような、ちょっと私の録音状態悪いものだから、そのようなことを言っているのではないですか。代替施設のことも出たではないですか。そういう代替施設があるのでしたらでは今後相談しませんかと。とりあえず壊すことについてはよろしいですねと、こう言わなかったではないですか、あなた方。詳しくは一般質問でやりますけれども、これは、例えば相川健康増進センターワイドブルーあいかわのことについてもそうだ。こういったやり方はだめだというのがこの間の教訓ではないですか。しかも、では総務部長通達は関係住民と調整を行った後に事務手続をやれということに真っ向から違反しているのではないですか。こういうやり方はだめですって。これはどう答えるのですか。

教育長答えてくれたので、言いますが、教育長、あなた教育長就任のときの所信表明、4月21日については新しい教育委員会制度で政治主導になるのだけれども、教育委員会の主体性を果たして頑張らなければならないと書いてあるのだけれども、もともとを言えばこれは社会教育施設ですから、副市長ではなくて教育委員会が先頭に立って社会教育のあり方どうするかとやらなければならないのです。総務部長通達でいえばちゃんと書いてあるのです。まずは、方針に沿った施設の見直しを全体でつくる。地域と、団体との調整をする。そして、あげくに施設処分の方針を決定というふうになっている。調整がまずすすんでいない。要望書も出ている。こういうやり方やってはだめだというのが相川健康増進センターワイドブルーあいかわでもそうだし、いろんな問題がそうなのではないですか。例えば相川健康増進センターワイドブルーあいかわでいえば募集要項を違反しても議会は認める。こんなことだから、議会がだめなのですが、議会がしっかりしなければならぬから、私は言うのですが、それどうですか。同じようにほかの施設もやっていますが、こんな地域の大事な施設を廃止するのだから、市長出てこいという声もあったのではないですか。市長が出て行って自ら、市長は地域づくり、まちづくり、新しいまちづくりをやってくれるということで期待して入れたのだから、何で市長来ないのだという声があったのではないですか。では、小木地区の問題は今後この要望書に沿った検討をやっていくという理解でいいのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 要望書がいつ出るのかはちょっとわかりませんが、こちらのほうにはまだ届いておりませんので、それを見てからということになるかというふうに思います。この後利用団体、関係団体との調整等も含めた説明会は丁寧にやっていくという予定でございます。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 答えがないのだけれども。議長、3回目だって、答えがないのだよ。総務部長通達違反はどうするのだと。違反しているでしょうと。関係住民と調整をした後に事務手続と書いてある。事務手続こういったことをやりなさいと書いてある。ここを議会がしっかりしなければならぬのですって。小木地区の住民説明会のとき何と言いましたか。佐渡市は人づくりをどう考えているのだと、人づくりをやらないから、回り回って職員の不祥事もおさまらないのではないかと怒った声があったのではないですか。だから、総務部長通達はどうするのですか。何で聞くかという、4月に補助金の不正に関する藤木副市

長の通達が出たでしょう。これもまた何年かたつと知らない、知らないでやるのですか。それではだめでしょう。ここは私は議会がしっかりしなければならないと思うから、聞くのだ。藤木副市長、これは見ているのですね。市長、教育委員会が見ていないってどういうことなのですか。要望書。見ているのですか。何で教育委員会が見ていないのですか、一番肝心かなめの。こういうのが政治主導というのです。まず、教育委員会として社会教育、生涯学習のあり方・方針をしっかり立てた上で、執行部と話し合いをして予算づけをどうするかということをやらなければならないのではないですか。間違っていますよ、このやり方。

○議長（岩崎隆寿君） 藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） お答えさせていただきます。

幾つかございましたが、まず最初に要望書の件でございますけれども、これは正式に受理しているというよりは、市長との面談の日程調整をさせてほしい、ついてはこういう要望をしたいということでファクスで届いているものでございますので、そういう意味では教育長がまだご存じないかもわかりません。そういう意味では日程調整をする前提としてファクスでいただいているものでありますので、そういうものでございます。

それから、先ほど来総務部長通知との関係ということでございますが、この小木体育館あるいは南佐渡離島開発総合センターに関しましては、平成25年2月に小木地区地域審議会のほうで小木体育館に関する市の方針の説明をさせてもらっておりまして、以来平成26年、平成27年、それから平成28年についても、これは南佐渡離島開発総合センターでございますけれども、小木まちづくり協議会との協議を行っております。それから、ことし、平成29年4月に小木体育館の利用中止に伴う利用者団体との説明会ということで進めさせてもらっておりまして、そういう意味では議員全員協議会の直前の日、日程調整うまくいなくてそうになってしまいましたけれども、事前に住民の皆さん方にも市の考え方をご説明させていただいたということでございます。先ほど来お話ししておりますように、今後のもろもろの活動のあり方については引き続き調整をさせてもらいたいというふうに思っておりまして、その際にも説明会でもその旨お話しさせてもらったところでございますし、それから小木の説明会でも会場からその要望書を持っていきたいというお話がありました。それに対して私はお断りしたつもりはございませんので、それで今形になって要望活動の依頼が市のほうに届いているということだと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第142号及び議案第143号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため休憩します。

午前10時33分 休憩

---

午後 4時28分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 （総務常任委員会付託案件）

議案第142号、議案第143号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、これより総務常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第142号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について）。本案は、平成29年度佐渡市一般会計補正予算について、本年10月22日に執行された第48回衆議院議員総選挙に伴う経費を予算計上するため、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,286万9,000円を追加する予算の補正を本年9月28日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第143号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本案は、平成29年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ840万円を追加するものであります。内容は、南佐渡離島開発総合センター及び小木体育館の解体に係る設計業務委託料を予算計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務常任委員会。合併特例債事業について。合併特例債については、その趣旨に沿って限度額を全て使い切るよう強く求める。

2、社会文教常任委員会。10款教育費、5項社会教育費、6目社会教育施設管理費、総合多目的施設整備事業及び10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、体育施設整備事業について。南佐渡離島開発総合センター及び小木体育館の解体について、説明会を開催した時点で補正予算が組まれていたことは理解しがたい。地域、関係団体等と協議を重ねる中で解体の了解を得ているのであれば、全体の説明会を含めた事務手続を早期に実施すべきであったと指摘する。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第143号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） ただいま議題になっております議案第143号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての反対討論を行います。

午前中の冒頭でもありましたように、この予算は小木地区の体育館関連を解体するという予算であります。3点ぐらいについて指摘をして反対の討論といたしたいと思います。

まず最初に、先ほど社会文教常任委員会の意見がついているように、説明会を開催した時点で補正予算が組まれていたことは理解しがたいと、そしてしっかりと地域、関係団体との協議を重ねる中で進めろという、これはまさにそのとおりだというふうに私は思います。ついで言えば、総務部長通達が出ているということを言いました。これは、合併の経緯も含めまして、新庁舎も含めて十分な取り扱いが必要だということで当時総務部長通達が出たものであります。ちらっと聞いたら何だ、当たり前のことしか書いていないというようなお話もありましたが、当たり前のことしか書いてありません。ことしの4月に出た不正補助金の関係の藤木副市長の通達もよく読んでみてください。当たり前のことしか書いてありません。この当たり前のことを実施されないことがそもそも私は大問題だというふうに思っています。執行部が暴走とは言いませんが、執行部の行き過ぎたところがあれば議会が抑えていく、これが二元代表制の最もの原点でありますから、この予算は市自らが定めているルールのとおり行うべきだというのが反対の一つの理由であります。午前中にも言いましたが、地域、関係団体等との調整を行った後事務の手続を行いというのが真っ当なルールであります。

そして、社会文教常任委員会も説明ありましたが、その場で幾ら皆さんの意見があっても私たちはあした議会に予算を出しますとでも言ったのならまだ理由が通りますが、それさえもやっていないというのは、まさに私は住民を欺くものであるし、今年度あった相川地区の温泉と同じように住民説明会の失敗だというふうに思うのが第2点目であります。

3点目、小木地区ではありませんが、ほかの地区ではありました。こういった重要な話を決めるときに責任者である市長が出向いてやっぱり説明すべきではないか、私たちはこんなことのために市長を選んだのではないという声もありました。少なくともほかの地区も含めて今回のような二の舞を踏むべきではないということを強く指摘をしたいと思います。

最後に、昨年ですが、本庁舎問題がありました。本庁舎建てないのだったら、その分の合併特例債を地域や住民のために使ってくれというのが反対の声であったということを強く指摘をして、反対の討論いたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第143号についての討論を終結いたします。

これより議案第143号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第143号を除く総務常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（岩崎隆寿君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

平成29年第8回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 4時36分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 山 田 伸 之

署 名 議 員 駒 形 信 雄